

＜本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村＞ （R7.3末時点）

本条例第36条では、「知事が、太陽光発電施設の設置等に関し、市町村の条例によりこの条例の目的の全部又は一部を達成することができると認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の全部又は一部の規定を適用しない。」としています。

既に市町村条例が定められている場合で、上記により本条例の全部又は一部の規定を適用しない市町村は次のとおりとなりますので、事業を実施する場合には注意が必要です。

市町村名	県条例の適用	県条例の手續
小諸市	一部適用	令和5年6月30日以前（市の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手續が必要となります。
小海町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
佐久穂町	一部適用	令和6年9月30日以前（町の条例の施行前）に設置の工事に着手した事業（区域を問わない。）と令和6年10月1日以降に <u>条例第6条第1号に掲げる特定区域（地域森林計画対象民有林）</u> で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める手續が必要となります。
北相木村	原則 全部適用	県の条例で定める手續が必要となります。ただし、北相木村太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年北相木村条例第18号）第8条に規定する禁止区域に係る太陽光発電施設（既存太陽光発電施設を除く。）を除きます。
上田市	一部適用	次のいずれかに該当する事業について県の条例で定める手續が必要となります。 ①平成27年9月30日以前に設置の工事に着手した事業 ②平成27年10月1日以降に設置の工事に着手した（する）事業で、事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業 <u>以外</u> のもの ※事業区域1,000㎡以上かつ発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備の設置に係る事業は上田市の条例で定める手續が必要となります。
青木村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
諏訪市	一部適用	令和4年6月30日以前（市の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業（区域を問わない。）と令和6年4月1日以降に <u>特定区域</u> で設置の工事に着手する新規事業については、県の条例で定める手續が必要となります。
茅野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
富士見町	一部適用	令和元年9月30日以前（町の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手續が必要となります。

市町村名	県条例 の適用	県条例の手続
原村	一部適用	令和元年9月30日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
伊那市	一部適用	令和4年3月31日以前（市の条例の施行前）に着手した事業した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
辰野町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
南箕輪村	一部適用	令和6年12月31日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存及び新規事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
中川村	一部適用	令和2年9月30日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
阿智村	一部適用	令和5年3月31日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
平谷村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
根羽村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
豊丘村	一部適用	令和5年3月31日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
木曽町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
木祖村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
大桑村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松本市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
安曇野市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
朝日村	一部適用	令和元年12月17日以前（村の条例の施行前）に設置の工事に着手した既存事業については、県の条例で定める手続が必要となります。
大町市	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
池田町	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
松川村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。
白馬村	適用なし	全ての事業について県の条例の規定は適用されません。